

八千代市第5次総合計画策定基本方針

令和元年12月27日 策定

1 策定の趣旨

本市では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、総合計画を策定し、将来都市像の実現に向けた施策を推進してきました。八千代市第4次基本構想では、都市と自然とのバランスに優れたまちとしての特性を活かし、市民の誰もが誇りと愛着を持って暮らすことができる、やすらぎに満ちたまちを創造していくため、将来都市像を「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」と定め、各施策を推進してきました。

一方、国全体の社会情勢を見ると、人口減少や少子高齢化の進行による地域コミュニティの活力低下や社会保障費の増加などの様々な影響への対応並びに大規模な災害に対する安心安全への対策強化、老朽化の進むインフラの整備などの課題が多く残っています。

本市の人口の動向は、令和9（2027）年をピークとして人口減少に転じることが見込まれ、これまでの人口増を前提とした行政運営とは大きく異なってくることから、今後の地域の変化や新たな行政課題に向けた準備を着実に図っていく必要があります。

このことから、人口減少、超高齢化の影響を踏まえた展望を描き、社会経済情勢の変化に対応しながら、持続可能な発展を目指した長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的にまちづくりを進める指針として新たな総合計画を策定します。

2 計画の構成

- (1) 総合計画の名称は、八千代市第5次総合計画とし、基本構想・基本計画・実施計画からなる3層の構成とします。
- (2) 基本構想の名称は、八千代市第5次基本構想とします。基本構想は、長期的な視点から、八千代市のまちづくりを進める上での基本理念と将来像を示すとともに、将来像の実現に向けた施策の大綱を示すものとします。

4 計画の策定体制

(1) 市民の意見

既に実施した市民意識調査、ワークショップ等のほか、パブリックコメントによる計画（案）の周知や意見の募集など市民の参加を促進し、広く市民の意見を反映させるものとします。

(2) 総合計画審議会

八千代市第5次総合計画の策定に当たっては、計画（案）を市長の諮問機関である総合計画審議会において審議するものとします。

(3) 議会

様々な観点で意見や提案を受けるため、策定過程の節目ごとに議会に対して説明の機会を設けるものとします。

(4) 庁内策定体制

総合計画策定会議をはじめとして、広く職員の参画を求め、全庁を挙げて取り組むものとします。

5 策定における基本的な考え方

計画の策定に当たっては、以下の点を基本的な考え方として進めていきます。

(1) 総合計画は、行政運営の目標を示すだけでなく、市民や地域、団体等と行政が課題や方向性を共有し、まちづくりを進めていくための共通の目標であることから、わかりやすい表現に努めます。

(2) 総合戦略が令和元（2019）年度をもって終了となりますが、総合戦略の趣旨である少子高齢化や人口減少問題の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成は総合計画と目的を同じくしていることから、計画期間を1年延長し、一体的な計画として策定します。また、各課が所管する個別計画とも整合を図っていきます。

(3) 平成27（2015）年の国連サミットにおいて可決された持続可能な開発目標（SDGs）を施策に関連させます。

(4) 総合計画と財政、行政組織が連動する仕組みを確立し、経営資源を最適かつ効果的に配分するための適切なPDCAサイクルの仕組みを検討します。

6 策定の時期

- (1) 基本構想は「八千代市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例」に基づき、令和2年第4回定例会へ上程し、令和2（2020）年度中に策定するものとします。
- (2) 前期基本計画・前期実施計画は、令和2（2020）年度中に策定するものとします。
- (3) 後期基本計画、後期実施計画は、前期基本計画の終了年度までに策定するものとします。

7 計画の策定

- (1) 基本構想は、部長会議において議会への上程案を決定するものとします。
- (2) 基本計画は、部長会議において決定するものとします。
- (3) 実施計画は、部長会議において決定するものとします。

8 公表について

八千代市第5次総合計画の策定に当たっては、所要事項を適切な時期に市ホームページや広報やちよ等で公開するものとします。なお、市民への周知については、新たな情報発信の方法についても検討していきます。

9 その他

策定基本方針に定めるもののほか、八千代市第5次総合計画の策定に関し必要な事項は、別に定めるものとします。